

公調委令和6年（セ）第10号 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による
健康被害責任裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、69万8760円を支払え。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、同人の住居（以下「申請人宅」という。）の隣地において被申請人がパン屋を営業することによって発生した騒音により、申請人に急性ストレス障害、適応障害、不眠症等の健康被害が生じたと主張して、被申請人は申請人に対し損害賠償金69万8760円を支払えとの責任裁定を求める事案である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがなければ掲記の各証拠（特記のない限り枝番号を含む。）及び手続の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者（甲1、2、乙1、2、乙5、6の2、手続の全趣旨）

ア 申請人は、平成28年11月以降、肩書住所地に所在する申請人宅に居住

している。

イ 被申請人は、令和●年●月以降、肩書住所地に所在する2階建ての住宅（以下「被申請人宅」という。）の1階で、「a」というパン屋兼カフェ（以下「本件パン屋」という。）を営業している。

(2) 申請人宅と被申請人宅の位置関係等（甲1、31、乙1～3、手続の全趣旨）

ア 申請人宅及び被申請人宅の位置関係及び周辺の状況は、別紙のとおりで、いずれも周りを田や畑と針葉樹に囲まれた30世帯ほどの小規模な集落（b地区）の中に所在している。b地区の中にも田や畑が散在するほか、駐車場や空き地も存在するため、各住宅の間隔は広く、密集しているという状況ではない。若狭町について、騒音規制法上の地域指定はなく、福井県として環境基本法上の騒音に係る基準の類型を当てはめる地域の指定もされていない。

イ 申請人宅は、肩書住所地に所在する申請人の家族が所有する敷地の東側に所在し、その北側には車庫や駐車場があり、また、その西側には家屋（母屋）や蔵があり、更にその西側には家屋（離れ）がある。申請人宅の北側には幅員2.8mから3.0m程度の町道（以下「本件道路」という。）があり、本件道路の更に北側に本件パン屋が本件道路に面して存在するところ、本件道路の反対側の申請人宅との間には、塀などの遮蔽物はないが、申請人宅は本件道路からやや奥まった位置に存在する。

ウ 被申請人宅の西側には、自動車が3台程度駐車可能な本件パン屋の客用の駐車場があり、更にその西側には申請人やその家族が使用する駐車場がある。また、被申請人宅の北側には被申請人やその家族が使用する別の家屋（母屋）があり、その西側には本件パン屋の客用の駐車場がある。

エ 被申請人宅1階で営まれている本件パン屋は、被申請人宅1階の西側（駐車場側）に入口があり、南側（本件道路側）にシャッターがある。

2 当事者の主張の要旨

(1) 申請人の主張

ア 被申請人は、令和●年●月に本件パン屋の営業を開始して以降、被申請人と客が大声で話をしたり、客の車を誘導する際に大声を出したり、客の車が駐停車、発進及びアイドリングの際に音を発したりすることにより、受忍限度を超える騒音公害を発生させた。実際、申請人が本件パン屋の営業に伴う騒音を測定すると、その等価騒音レベルが80dBを超えるなど、環境基準を超える値であった。

イ 申請人は、本件パン屋からの騒音により、急性ストレス障害、適応障害及び不眠症となり、健康状態が悪化したため、現在も通院治療を続けているが、全く回復することができず、生活や仕事に支障が生じている。

ウ 損害額 合計69万8760円

(ア) 治療費・薬代・通院交通費 3万8760円

(イ) 慰謝料 66万円

(2) 被申請人の主張

ア 本案前の答弁

公害等調整委員会において対象とする公害紛争は、当該騒音等が「相当範囲にわたる」ことが必要であり、単なる相隣関係的な程度ではなく、地域的にある程度広がりをもっていることが必要である。

しかし、本件は、申請人と被申請人との個人的な紛争であり、公害といえるような地域的な広がりがあるものではない。近隣住民等に聞いてみても、騒音被害があったことは確認できず、本件の騒音被害を申し立てているのは、申請人及びその家族だけである。

イ 本案の主張

申請人が提出する騒音測定は、公共的な団体による客観的な測定ではなく、騒音被害があることは立証されていないこと、申請人の健康状態の悪

化を裏付けるような証拠の提出もないこと、申請人がcとして申請人宅でd等を行っており、自ら大きな音を発生させていることなどを踏まえると、本件パン屋の営業によって発生する音と申請人の健康被害との間には相当因果関係があるとは認められない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び手続の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件パン屋の営業日及び営業時間（乙4、手続の全趣旨）

被申請人は、通常、毎週二、三日程度、午前11時頃から午後4時30分頃までの間、本件パン屋において、パンなどを販売している。

(2) 本件の経緯（甲32、72～108、乙B1）

ア 申請人は、被申請人が本件パン屋の営業を開始した令和●年●月以降、本件パン屋に来店する客の駐車場使用をめぐる被申請人やその家族から迷惑行為を受けているなどとして、頻繁に警察に通報するようになった。申請人の通報の内容は被申請人の夫の行動等も含めて多種多様であった。

イ 申請人は、令和●年●月●日、小浜簡易裁判所に対し、本件パン屋との間の駐車場の使用をめぐる争いや喧^{そう}噪によって急性ストレス障害を発症し、更に本件パン屋の客らと被申請人によって誹謗中傷を受けたなどとして、被申請人に主位的に本件パン屋の操業停止を、予備的に慰謝料の支払を求め調停の申立てをしたが（小浜簡易裁判所令和●年（メ）第●号）、上記調停は、令和●年●月、当事者間で合意が調わなかったため、不成立となった。

ウ 申請人は、令和6年7月8日、公害等調整委員会に対し、本件申請をした。

(3) 本件パン屋からの騒音に関する近隣住民の供述等（甲1、乙9～14、手続の全趣旨）

ア 被申請人宅の東側に隣接し、申請人宅から北東に約10m離れた場所の住宅に居住するeは、日常生活の中で被申請人が騒音を出していることで困ったとか、困難を生じたということは今までなかった、本件パン屋で日常の会話をすることもあるが、普通の会話のレベルで騒音という程度のものではない、本件パン屋に来店する自動車が本件道路を通過することはあったが、特段大きな音を立てることはなかったなどと供述している（乙9）。

イ そのほか、申請人宅及び被申請人宅から約70m離れた住宅で生活の一部を行っているというfも、本件パン屋での会話や車による騒音で困っているという話は一切聞かないなどと供述し（乙10）、被申請人宅から約100m離れた住宅に居住しているgも、被申請人が騒音を出しているということで、近所が迷惑を被っていることはないなどと供述した（乙11）。

ウ 被申請人側は、令和6年9月24日付けで、若狭町長に対し、申請人及びその家族以外から提出された本件パン屋の営業を原因とする騒音についての被害の相談、被害の通報等に係る文書の開示請求をしたところ、同町長は、同年10月4日付けで、各部署に対し、確認したが、上記請求に係る文書が存在しないため、文書の全部を公開しない旨の決定をした。

エ 被申請人側は、令和6年10月5日付けで、福井県警察本部長に対し、本件パン屋の営業に伴う騒音について、小浜警察署が被申請人に対して指導したことに関する文書並びに申請人及びその家族以外のb地区の住民による相談や苦情についての記録文書の開示請求をしたところ、福井県警察本部長は、同月17日付けで、上記請求に係る文書はいずれも作成しておらず、存在しないため、文書の全部を公開しない旨の決定をした。

2 本件申請の適法性について

(1) 相当範囲にわたる騒音に係る被害を生じさせることが必要

公害等調整委員会の裁定制度を利用するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提となる（公害紛争処理法（以下「法」という。）

4 2 条の 1 2 第 1 項)。そして、法 2 条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（中略）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法 2 条 3 項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（中略）騒音（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定める。そこで、申請人が主張する騒音が、相当範囲にわたる騒音による人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるものといえるか検討する。

(2) 申請人の主張する騒音の性質及び程度

ア 申請人が主張する騒音は、本件パン屋の客の会話、自動車を誘導する際に発する声、自動車のアイドリング音などの日常音であり、一般的に広範囲に伝搬する性質を有するものとはいえないし、数時間にわたるような長時間発生するものでもない。しかも、本件パン屋の通常の営業日（毎週二、三日程度）や営業時間（午前 11 時頃から午後 4 時 30 分頃までの間）からすれば、申請人が主張する騒音は、限られた日の日中の限定された時間帯に生じているに過ぎないといえる。

イ この点について、申請人は、申請人宅の敷地内において被申請人宅周辺の騒音を測定したところ、本件パン屋の閉店後は 40 dB を下回っていたのに対し、本件パン屋の営業時には 80 dB を超え、自動車のアイドリング音も 60 dB を超えていた旨主張し、それに関する証拠（甲 7～9、29、155～157）を提出する。

しかし、申請人は、自身でスマートフォンのアプリを用いて騒音を測定しており、計量法の条件を満たす騒音計を使用しているわけではないし、測定の方法等を裏付ける客観的な証拠の提出はなく、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に基づく測定を実施したとも認められないから、このような測定結果は直ちに採

用することができない。また、申請人が主張する測定値は瞬間的に測定されたものであり、これをもって、申請人が主張する程度の騒音が継続的に本件パン屋から発生していたとはいえない。むしろ、申請人が提出した証拠（甲7）を見ると、瞬間的に表示された数値は87dBと表示されているが、その下に表示された折れ線グラフは、2分間の測定時間中に45dB程度の値から80dBを超える値まで激しく上下しており、これを平均すると、60dB程度になると推定される。この程度の騒音が日中の限られた時間帯に発生したとしても、一般的に直ちに健康や生活環境に被害を及ぼすとははいえない（申請人が使用するスマートフォンアプリでも、60dBの騒音について、「3フィートでの通常会話」とされている（甲29）。なお、1フィートは30.48cmである。）。

(3) 相当範囲にわたる騒音に係る被害発生の有無

ア 前提事実(2)の申請人宅及び被申請人宅の位置関係及び周辺の状況によれば、それぞれ敷地内に複数の建物や駐車場が存在してその敷地は両者とも広く、その周辺のb地区内の住宅の間隔も広いため、本件パン屋に近接している住宅としては、申請人宅と認定事実(3)アのe宅しかない。そのため、同(3)イのf宅やg宅も含め、申請人宅とe宅以外のb地区内の住宅は、いずれも本件パン屋から遠い位置にあり、上記(2)で認定した程度の騒音が到達するとは考えられない。

イ そして、上記のとおり唯一申請人以外で本件パン屋に近接する住宅に居住するeは、被申請人が騒音を出していることで困ったことはない、本件パン屋での会話は通常のレベルであり、騒音という程度のものではない、本件パン屋に来店する自動車が特段大きな音を立てることはなかったなどと述べている（認定事実(3)ア）。上記(2)で認定した騒音の程度、発生頻度、継続時間、発生時間帯等を考慮すると、本件パン屋に近接した住宅に居住するeが上記供述のとおり認識を持ったとしても不自然ではなく、

上記供述は信用することができる。

ウ なお、b地区内に住居があるfやgもeと同趣旨の供述をし（認定事実(3)イ）、若狭町や警察本部に対する文書の開示請求の結果を踏まえても、本件パン屋からの騒音について、申請人やその家族以外の住民が、若狭町や警察署に相談した様子はいかたがえない（同(3)ウ及びエ）。これらの事実は、上記アの認定判断を裏付けているといえることができる。

エ 以上の認定判断に関し、申請人は、陳述書（乙9～11）を作成したe、f及びgは、いずれも被申請人の協力者であり、被申請人に有利な虚偽の内容が記載されている旨主張する。

しかし、e、f及びgにおいて、あえて申請人に不利な虚偽の陳述書を作成する動機はなく、特に、本件パン屋に近接するeは、騒音による被害を受けているなら被申請人に協力するとは考えられない。また、f及びgは、本件パン屋から遠い位置にあるから、前記のような供述をすることは何ら不自然ではない。したがって、申請人の上記主張はいずれも採用することができない。

オ なお、申請人は、本件パン屋が開業した令和●年●月●日から同月●日までの3日間が特に騒音が顕著であった旨主張する。

しかし、eは、「開業当時はお店の前に三台程度の駐車場だけで申請人との間の道を通ることがありましたが、特段大きな音もたてる事はありませんでした。」と述べ（乙9）、gも、「開業当初は駐車場がお店の前だけでしたので少々混雑はしましたが、申請者が言われているほどでは無かったと思います。」と述べていること（乙11）からすれば、開業当初、本件パン屋からの騒音が特に顕著であったとは認められない。よって、申請人の上記主張も採用することができない。

カ 以上のとおり、本件パン屋からの騒音の程度、発生頻度、継続時間、発生時間帯等からすると一般的に直ちに健康や生活環境に被害を及ぼすとまで

はいえない上、その騒音が到達する範囲は、申請人宅以外では、唯一e宅だけしかないが、そのeが騒音被害は発生していないと供述していて、その供述は信用できるから、結局、本件パン屋からの騒音は、場所的にも人的にも相当範囲にわたる人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるものとは認められない。認定事実(2)の経緯からすると、申請人は、隣人となった被申請人の本件パン屋の営業に伴う駐車場の使用等をめぐる隣人間の紛争の一環として騒音の被害を主張するもので、公害とは異なる紛争について本件裁定申請をするものというほかない。

(4) 結論

以上のとおり、本件パン屋を営業することにより発生する騒音について、相当範囲にわたる人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるものとは認められない。そうすると、本件裁定申請については、法2条及び環境基本法2条3項に定める「公害」に係る紛争や法42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の適法要件を欠き、その欠陥は補正できない性質のものであるから、これ以上の審理は行わず、審問を経ないで却下の決定をするのが相当である（法42条の13第1項）。

3 結論

よって、申請人の本件裁定申請は、不適法な裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものであるから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和6年11月28日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 都 築 政 則

裁 定 委 員 若 生 俊 彦

裁定委員野中智子は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁 定 委 員 長 都 築 政 則

※決定文中の別紙は省略